(23－7)　第三者割当後の大株主の状況

a　この届出書に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合（当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下(23－7)において同じ。）における大株主の状況について、⑷4ｂ及びｃに準じて記載すること。

［ｂ・ｃ　略］

(23－8)　［略］

(23－9)　株式併合等の予定の有無及び内容

提出者の株式に係る議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為が予定されている場合には、当該行為の目的、予定時期、方法及び手続、当該行為後の株主の状況、株主に交付される対価その他当該行為に関する内容を具体的に記載すること。

(23－10)　その他参考になる事項

自己株式（会社法第113条第４項に規定する自己株式をいう。以下同じ。）又は自己新株予約権（会社法第255条第１項に規定する自己新株予約権をいう。以下同じ。）の売出しにより第三者割当を行う場合には、当該売出しによる手取金の使途について、⑳に準じて記載すること。

⑵4　［略］

⑵5　主要な経営指標等の推移

a　最近５連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意⑱ｈにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は⑱ｉにより修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について㉜ｅ又はｆにより要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

［(a)～(q)　略］

b　［略］

c　「５　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、ａ(q)及びｂ(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、ｂ(j)に掲げる１株当たり配当額の記載に併せて、１株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

(23－7)　第三者割当後の大株主の状況

a　この届出書に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合（当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下(23－7)において同じ。）における大株主の状況について、⑷5のｂ及びｃに準じて記載すること。

［ｂ・ｃ　同左］

(23－8)　［同左］

(23－9)　株式併合等の予定の有無及び内容

提出者の株式に係る議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為が予定されている場合には、当該行為の目的、予定時期、方法及び手続き、当該行為後の株主の状況、株主に交付される対価その他当該行為に関する内容を具体的に記載すること。

(23－10)　その他参考になる事項

自己株式又は自己新株予約権の売出しにより第三者割当を行う場合には、当該売出しによる手取金の使途について、⑳に準じて記載すること。

⑵4　［同左］

⑵5　主要な経営指標等の推移

a　最近５連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意⑱のｈにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は⑱のｉにより修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について㉚のｄ又はｆにより要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

［(a)～(q)　同左］

b　［同左］

c　「５　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、ａの(q)及びｂの(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、ｂの(j)に掲げる１株当たり配当額の記載に併せて、１株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。